

さいたま市イングリッシュ・キャンプ実施業務 仕様書

1 件 名 さいたま市イングリッシュ・キャンプ実施業務

2 履行場所 埼玉県立名栗げんきプラザ 外

3 履行期間 令和7年6月6日（金）から9月30日（火）まで

4 キャンプ実施日

令和7年8月5日（火）から8月7日（木）まで（2泊3日）

5 参加対象者

市立小・中・高等・中等教育学校の児童生徒 99名（参加者の決定は委託者が行う）

※ 内訳	市立小学校6年生	50名
	市立中・中等教育学校1・2年生	40名
	市立高校生	9名

6 業務内容

児童生徒が英語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させる場を確保し、英語だけの環境に身を置く2泊3日の宿泊体験によるイングリッシュ・キャンプを実施する。

受託者は、本事業の企画・管理・運営（実地踏査、開講式・閉講式、移送用バス車内、活動以外の時間帯の管理を含む。）に際し、参加者が本事業を楽しみながら異文化体験ができ、コミュニケーション能力や行動力、表現力を安心・安全に高めることができる環境を整備する。

実施に当たっては、以下の業務を含む。

（1）活動計画の作成

（2）事前説明会の実施

受託者は、委託者が指定する日時・場所（市施設を無償提供）において、参加者及び保護者を対象とした説明会を実施すること（1時間程度）。事前説明会に係る経費については、全て受託者の負担とする。ただし、委託者が認めた場合は事前説明会をオンラインにて実施する等、説明会の規模を縮小することができる。

（3）参加者費用の集金

（4）実施中の傷害保険への加入

受託者は、参加者に対し履行期間中の旅行傷害保険等に参加すること。

万が一、参加者に事故等があった場合は、受託者が責任をもって保険会社との手続き等を行い、誠実に対応に当たること。

保険等の経費については、すべて受託者の負担とすること。

（5）外国人英語指導員の配置

（6）看護師の配置

- (7) 集合場所から履行場所までの往復の大型観光バス3台（冷暖房付き、ETC 車載機、CD・DVD 等の音楽・映像機器を装着）の手配及び費用会計（バスの費用は受益者負担とすること）
- (8) 基本的な英語表現や、ペア・トーク、スピーチ、アーギュメント準備等、コミュニケーション能力や表現力を高める教材や活動計画の作成
使用するテキスト、教材等は事前に委託者と協議の上、全て受託者が用意すること。
- (9) 以下の内容を満たしたさいたま市イングリッシュ・キャンプ当日の業務実施（文化交流、英語によるプレゼンテーション、クッキングタイム、テーマに沿った英語研修等の実施）
- ア 児童生徒の発育・発達段階及び学習指導要領、学校の教育課程等を踏まえたプログラムとすること。
 - イ プログラムにおける体験・活動等は原則として英語で行うこと。
 - ウ 視聴覚教材を効果的に活用し、英語初心者の参加者も理解できるよう工夫すること。
 - エ 本事業で使用する用具・文具等は全て受託者が用意すること。
 - オ 活動着（Tシャツ）の支払いを行うこと。
 - カ 参加者を安全に誘導するため、看板や案内図等を作成し、当日会場に設置すること。
 - キ 参加者の体力・体調等に配慮した運営・進行管理を行うこと。
 - ク 参加者のけが、体調不良等に対して、適切な応急処置を行うとともに、必要に応じて近隣病院等への搬送及び随行を行うこと。また、保護者に対しても必要な連絡、対応を行うこと。
 - ケ 委託者は、当該イングリッシュ・キャンプに同行するものとする。その際、必要に応じて、参加対象者と同じバスに同乗すること。
- (10) 以下の内容を満たした実施後の報告書（事業結果報告書）の提出
- ア アンケートの実施
 - (ア) 事業の効果検証を行い、次年度の参考とするため、参加者に対して事前と事後にアンケートを実施し、集計すること。
 - (イ) アンケートは、A4 版1枚程度とし、設問等は事前に委託者と協議し、了承を得ること。
 - (ウ) アンケート結果は、事業終了後1か月以内に委託者へ提出すること。
 - イ 報告書の作成等
 - (ア) 記録写真を撮影し、委託者に提出すること。
 - (イ) 報告書は、事業終了後1か月以内に委託者へ提出すること。
 - ウ その他
 - (ア) 委託者への提出物は、データ及び紙媒体とし、その都度、委託者が指定する。
 - (イ) 委託者への提出物は、参加者のプライバシーに配慮し、委託者ホームページ等に掲載可能な状態で提出すること。

(11) その他

- ・委託者が必要と認め、受託者が合意する業務
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により「2 履行場所」で実施できない場合は、実施時期及び実施場所を受託者と委託者の協議の上、変更すること。

7 実施行程

行程は下表のとおりとする。ただし、受託者の提案により委託者が認めた場合は変更することができる。

1 日目	2 日目	3 日目
8 : 3 0 集合 バス移動	7 : 3 0 起床 8 : 0 0 朝食	7 : 3 0 起床 8 : 0 0 朝食
1 1 : 3 0 現地到着・ 開講式	9 : 0 0 英語体験・ 活動等	9 : 0 0 英語体験・ 活動等
1 2 : 0 0 昼食	1 2 : 0 0 昼食	1 0 : 0 0 発表会
1 3 : 0 0 開講式 英語体験・ 活動等	1 3 : 0 0 英語体験・ 活動等	1 1 : 3 0 閉講式 1 2 : 0 0 昼食
1 8 : 0 0 夕食・入浴	1 8 : 0 0 夕食・入浴	1 3 : 0 0 バス移動・ 現地出発
2 0 : 0 0 英語活動・復習	2 0 : 0 0 英語活動・ 復習	1 6 : 0 0 解散
2 1 : 0 0 消灯 (小・中学生)	2 1 : 0 0 消灯 (小・中学生)	
2 2 : 0 0 消灯 (高校生)	2 2 : 0 0 消灯 (高校生)	

8 配置人員等の要件

受託者は、実施に当たって以下の人員を配置すること。

(1) 外国人英語指導員

自社のネイティブ講師の中から、以下の要件を満たし、本事業の実施に当たって適切な外国人英語指導員を 10 名以上選出し、配置すること。

ア 社会性が高く、幅広い話題に対応可能であり、高度な英語によるコミュニケーション能力を有する者。

イ 英語圏の大学以上の教育機関を卒業した者、または英語圏の大学の在 student で、適正な手続きにより日本に滞在する者。

ウ 2 年以上、日本の英語学習の指導経験がある者。

エ 出身国が英語圏（母国語または公用語が英語）の者。

オ CELTA 又は CertTESOL の英語指導の国際資格等を有した者又は日本の教員免許に類する資格を有する者。

カ 本事業における指導に適性を有し、心身ともに良好な健康状態である者。

キ 業務の履行に当たり、必要な日本語の会話能力を有する者。

ク 児童生徒への理解があり、誠実に指導に従事できる者。

ケ 日本の言葉や文化、多文化への理解・関心が高い者。

コ 外国人英語指導員は児童生徒とともに食事をとること。

(2) 運営責任者

運営責任者は以下の要件を満たした者とする。

委託者との連絡窓口及び現地での業務全般に関する運営責任者として、過去2年の間に、国（独立行政法人を含む）又は、地方公共団体と種類及び規模を同じくする団体での英語学習及び指導に係る契約にて責任者業務を1件以上にわたって担当したことがある日本人を1名配置すること。

(3) 看護師

参加者の健康管理のため、看護師免許を有し、児童生徒の傷病の処置に慣れ、学校行事等の付添看護業務の経験を有する者（以下「看護師」という。）を随行させること。なお、看護師の配置に要する経費負担は受託者が行う。

看護師が使用する薬品及び医療器具については、受託者が準備し携帯すること。

(4) その他

本事業の運営に必要な人員を適宜配置すること。

9 経費負担

受託者の負担する経費は、原則として全て委託料に含まれるものとする。ただし、参加児童生徒の室料、飲食費、活動費、旅費、教材費等は、参加者本人の自己負担とする。その際、本仕様書において受託者にかかる経費については、全て受託者の負担とする。

10 遵守事項

受託者は、業務履行に当たり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 受託者は、実績と経験を生かし、児童生徒の英語力向上が可能となる効果的な指導や本事業独自の取組を行うこと。

(2) 受託者は、業務を履行するに当たり、法令及び委託者が定める規定等を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(3) 受託者は、知り得た個人情報について適切に管理すること。

(4) 受託者は、委託者から要請があった場合は、運営責任者等が委託者の指定する場所で打合せ等を行うこと。打合せに係る受託者の交通費等の経費は、受託者の負担とする。

(5) 受託者は、外国人英語指導員等の配置する人員に対し、以下の事項について指導・遵守させること。

ア 本事業の趣旨・目的を踏まえ、業務の履行に当たり、全力を挙げて、従事すること。

イ 業務の履行に当たり、法令及び委託者が定める規定等を遵守すること。

ウ 委託者の信用を傷つけ、または委託者の不名誉となる行為を行わないこと。

エ 業務上知り得た情報を漏らさないこと。

オ 業務履行上、宗教活動及び政治活動を行わないこと。

(6) 受託者は、業務に必要な研修を履修した者を配置すること。

- (7) 受託者は、参加者及び従事者の健康状態等に留意し、安全管理を徹底すること。
- (8) 受託者は、本事業における事件・事故等の防止に努めるとともに、災害（火事・地震等）や不測の事態に対し、万全な対策・人員配置を講じること。
- (9) 受託者は、不測の事態に備えて、緊急連絡先を委託者に提示すること。
- (10) 受託者は、学校や保護者からの要望・苦情・トラブル等に対し、責任をもって対応し、必要な措置を講じること。
- (11) 受託者は、業務遂行に当たっては、関係法令、さいたま市契約規則、情報セキュリティ特記事項及び契約約款を遵守し、委託者と十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。契約期間終了後も同様とする。
- (12) 本事業を履行するに当たり、第三者への業務の一部を再委託する場合、その内容が分かるものを委託者に提出し、承諾を得るものとする。
- (13) 契約の履行または不履行により、委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (14) 暴力団等排除に関し、当該業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 暴力団等から不当請求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者の職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 暴力団等から不当要求による被害または業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者の職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに委託者の職員と協議を行うこと。
- (15) この仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者受託者協議の上、決定するものとする。

1 1 業務履行確認

受託者が作成する報告書を委託者へ提出することにより行う。

1 2 支払方法

本業務についての委託料は、本事業の終了後、受託者の請求に基づき支払う。ただし、本事業は、天災地変等が発生した場合、行程の途中であっても中止する場合がある。その場合の実費相当分は、委託者が支払うものとし、その額については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。